

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長 副議長 局 長 次 長 係 長 担 当 担 当									文書取扱主任

第 8 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 27 年 9 月 11 日（金曜日）		開会 14 時 33 分		閉会 15 時 11 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		小野、井上、三上、山本、荒木、東元				事務局	菊井事務局長
		議長、副議長、委員外～清水					竹谷次長
欠席委員							平川係長
説明員		なし			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 諮問第 1 号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成 27 年 9 月 3 日付託）						
	異議申し立てについて、各委員からさまざまな意見があり、そのことを踏まえて、						
	答申案については、正副委員長に一任し、次回委員会で最終的に答申内容を決定す						
	ることを確認した。						
	2 その他						
	なし。						
	3 次回委員会の日程について						
	9 月 14 日（月）、13 時 30 分から第一委員会室にて開催し、案内はがきは省略する。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 小 野 保 之 ㊦							

第8回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

日 時 平成 27 年 9 月 11 日 (金)
第 1 決算審査特別委員会終了後
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 諮問第 1 号 下水道使用料に対する異議申立てについて (平成 27 年 9 月 3 日付託)

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第8回 経済建設常任委員会

H27.9.11 (金)第1決算審査特別委員会終了後

第 一 委 員 会 室

開 会 14:33

委 員 長 第8回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶（委員動静）

委 員 長 委員動静ですが、委員は全員出席。正副議長に出席いただいております。委員外議員として清水議員、傍聴として安樂議員、木下議員が出席。道新の傍聴を許可しております。

1 諮問第1号 下水道使用料に対する異議申し立てについて（平成27年9月3日付託）

委 員 長 9月7日の本委員会に引き続き、諮問第1号、下水道使用料に対する異議申し立てについて、きょうは、各委員からの意見を聞いて、委員会としての答申について協議したいと思います。副委員長から順に意見を求めます。

副委員長 異議申し立てについて、先般の本委員会の中で申立人本人に来ていただいたわけですが、根底には、家事用、それから業務用の金額の問題も含めて、家事用にしてほしいというところから来ている問題で、会派でもその辺について意見交換をしましたが、申立人の「専ら」という表現の解釈については、どうなのかなと。今すぐ、申し立てを可とすることは現実的にできないと思います。ただ、それを否とした場合でも、今後の課題については、意見を申し上げるような形にして、附帯意見の中でそういう問題になるようなところの文書については、整理する必要があるのではないかというのが、1点。もう一つは、教示のことがいろいろとこの申し立ての中にもありましたが、このことについて、きちんと速やかにやるべきでないかという意見です。それから、料金制度そのものに対して、今すぐということについては混乱が多いと思いますので、用途区分については、もう少し細分化して実態に合った形での改正なりを、次の改定の時期に向けての意見を申し上げます。そういう意味の附帯意見を付して、否とするにしてもそういう形にしてはどうかというのが意見です。

委 員 長 確認しますが、副委員長が言われたのは、金額を含めた改正にしてほしいという要望ということで、会派としての意見は、「専ら」ということに固定されているので、それは条文から外すこと、今すぐはできないかもしれないけど、今後の課題とする。教示については、速やかに明文化する。料金については、今すぐは無理だと思うが、用途区分については細分化した体系をとるという意見ということですね。

山本委員。

山 本 基本的には、井上副委員長とほぼ同じですが、ただ、今回、異議申し立てを受けた根本的なところに、「専ら」という部分で申立人が申しておりますが、市の認識としては、「専ら」ということではなくて、料金の案分が、やはり業務用、家事用の料金体系が変だということでの異議申し立てであって、市が受けているということで説明を受けている。そしてまた、この「専ら」の解釈について、ある特定の省庁の部分だけを申立人の方は言われていて、8割云々と言っていますが、やはり、聞くところによりますと「専ら」の部分は、何も書いていなければ、100%、そして100%でない場合は、ただし書きがあるときのみということが、一般通例だそうです。そういうことで、市としては「専ら」の部分の

市民に対する説明が足りなかったのではないかという部分については、反省すべき点はあるのではないかと、担当部局の市民に対する対応というものを考えていただきたいということが1点。あわせて、今申し立ての部分で「専ら」が8割と採用して、例えば、業務用の一部を家事用に振りかえる云々とありますが、料金改定を途中で認めると大混乱を起こすということになりますので、今回はお受けをできない。ただし、井上副委員長と同じく、何らかの形で料金体系を次の料金改定のときに見直すのがいいのかなと。その辺も含めて市民から不満がないような形の中で、公平に料金を改定してもらうのが、いいのかなと考えています。今回の部分については、担当部局の今までの部分について、市民に対する説明不足がずっと長い間、何事もないから、続いてきた部分がいつ頃に噴き出したように感じます。あわせて、異議申し立てがどこに申し立てればいいのかという教示の関係で、これについても教示している市町村は少ないと聞いていますが、やはり市民に対して丁寧な説明をするといった部分では、抜けていたのではないかと。反省すべき点があるということであれば、今後、いろいろな意味で落ち度がないような対応を求めていくということでもありますので、結論的には、今回の申し立ては、お受けできないけれども、いろいろな今後の対応において、改善していくという附帯意見をつけてという意見です。

委員長

確認します。基本的には、井上副委員長と同じということで、「専ら」の市の認識ということの解釈の誤りもあるかもしれないが、100%以下についてはただし書きをつけた方がいいということ。「専ら」が七、八割と言われていますが、料金の改定を今行くと混乱するので、次の段階で見直しを検討してはどうかということ。担当部局の説明不足もあるので、それを含めていろいろと考えてほしいということです。

三上委員。

三上

基本的に、申立人は前のいた所、そして移った所、前にいた所でも家事用と業務用との区分は認識していたのです。しかも、市役所に訪れたときに、業務の多い少ないにかかわらず、家事用でないものは、業務用になるという説明もしっかりそこで受けています。そのことを考えたときに、市民というのは、法律や条例や規則の中で生きていかなければなりません。それを判断するときにはやはり、今回申立人は、まず規定の料金をしっかりと払って、この異議申し立てという形ではなくて、請願あるいは陳情だとか、別の方法もあるわけですから、そういった形でやるべきだったのではないかなと考えます。よって、今回の異議申し立てについては、同意できないということです。

委員長

確認します。基本的に申立人については、前の店、今の店でも、業務用と自分で認識していたと。市役所に来庁のときに、業務の多少にかかわらずという説明もしっかり聞いていたので、申立人が今、残している料金、規定の料金はしっかりと払うのが普通であるということで、今回の申し立てについては同意できないということです。

東元委員。

東元

会派清新の荒木委員と私の両委員の意見を申し上げます。このたびの福井雅章さんの異議申し立ては、現時点では認められないと判断します。ただし、参考人意見聴取、所管への質疑等で論点となった事項や私ども両委員が課題と考えるに至った点について、以下3点、考え方を述べさせていただきます。

1点目、下水道使用料の料金体系については、用途区分の業務用について、業

務を問わず業務用として運用していることから、近年の業務多様化による自治体としての対応に限界もあることから、家事用、業務用の用途区分を見直すか、業務用区分の使用水量別の料金の細分化を行うなど、使用実態に即した公平性を感じできる料金体系の見直しの検討を行うべきではないかと考えます。ただし、公共下水道のインフラ更新の影響などから、下水道事業に大きな支障が生ずることは避けなければなりません。提出された使用量別の下水道使用料の資料を見る限り、一般家庭における負担は、40%増となる可能性も否定できないことから、慎重な対応が求められます。

2点目、「専ら」の判断については、「専ら」を100%と判断する滝川市と、おおむね7割ないし8割以上が妥当な判断であると主張する申立人の解釈に開きがあることが、今回の異議申し立ての初動としての問題点と考えますが、用語の使い方により、「主として」あるいは「主に」との解釈や、場合によっては「独占して」あるいは「ひとり占め」との解釈も成り立つと考えられることから、どちらの解釈が妥当かという判断はできませんが、大きな問題点は滝川市下水道条例施行規則第26条の用途区分における家事用の表記に「専ら」を使用することで誤解が生じたり、家事の使用に10割供されていないならば、家事用に適用しないという滝川市の解釈が理解されにくいことが挙げられます。このたびの異議申し立てが行われた経緯や問題点を重く受けとめ、速やかなる施行規則の改正や誰にでも理解できる表記とすることを求めます。

3点目、処分庁の教示については、直ちに処分庁を明示した教示文の掲載を求めるものであります。

以上、意見とします。

委員長
荒 木

荒木委員。

補足させていただきます。意見の内容は一緒ですが、特に「専ら」の関係で規則の改正が直ちにできますので、何も混乱を起こさないと思います。速やか規則改正を求めます。それから、処分庁を明示した教示文の掲載ですが、これも様式等があると思いますが、これも直ちに行っていただきたいということを求めます。

委員長

各委員からの話を聞きますと、「専ら」という条文を削除するか、あるいは言葉を変えるということと、教示については速やかにできると思うので、これは委員会の方針として提言したいと思いますが、ただ、家事用、業務用の用途区分の見直しについては、今、即やるべきかどうかというのは、皆さんの意見を聞いても、行くと混乱が起きるような状態ですので、今後そういうことを検討に含めた見直しということで、お願いするしかないかなと思いますが、皆さんから意見ありますか。

清水委員外議員

発言をしてよろしいですか。内容は、委員の皆さんの意見を聞きまして、2点疑問を持ちました。1つは、100%とするに当たって前回の委員会の審査では、100%といっても、実態として例外があるのではないかと。これについて触れられていない。もう一つは、40%も家庭用料金が上がる可能性がある。これは根拠が薄いと思うので、その2点について発言したいと思います。

委員長

清水委員外議員から発言の申し出がありましたが、何かありますか。

荒木委員。

荒 木

40%くらい増となる可能性というのは、提出された資料に基づいた私どもの計算なので、もしかしたら30%ぐらいかもしれません。数字は明確なものではあ

りませんが、恐らくそうなるだろうという判断を計算上しています。それから、例外のことは、我々は行政サイドではないので、明確なことは言えませんが、もしかしたら、前回の下水道料金の大改定がされた平成18年度ですか、これは予想ですが、それ以前の料金体系からの、新制度前の料金体系の既得権を継承しているのではないかと予想しています。

委員長
三上

三上委員。

ここで、整理が必要だと思います。まず、この委員会で委員外議員の意見も含めて答申をするのかどうかを諮ったほうがいいかと。それが結果次第によっては、違ってくると思います。

委員長

委員外議員の意見も答申に含めるか否かについて、各委員にお諮りします。

山本

山本委員。

参考意見としては、聞いてもいいかもしれませんが、中に含めるのはいかななものかと思います。

委員長

荒木委員。

荒木

委員の意見のみで構成されることが望ましいと思います。

委員長

ほかに意見ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、清水委員外議員の意見は参考意見としてお聞きするということにしたいと思いますが、発言の申し出を許可してよろしいですか。

副委員長

ここは、委員外議員と委員とのディスカッションの場ではない。参考意見としてお聞きするのはいいけれども、その程度にとめないとおかしなことになる。

委員長

清水委員外議員から参考としての発言を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分以内で発言を許可します。

清水委員外議員

各委員の皆さんが、今後の料金改定の際に考慮するということは述べられているので、それは非常にいいと思いますが、ただ、すぐにできるかできないかということについては、荒木委員のほうから三、四割ということが出ましたが、これは全部の使用料に対して、資料の黒塗りの業務用の部分は、わずか5%なのです。5%の部分を家庭用に戻すわけだから、影響としては、2%とかその程度なのです。全部にまぶしても2%上がるだけということですから、まずそういったことについては、余り次期とかと言わずに、早急に検討を始めることとしたい。もう一つは、「専ら」を使っている自治体が、道内含めて10カ所もないのです。そういう中で滝川市が、非常に少ない希有な存在だということから、示すことも必要だし、例外が本当はないのかということについては、議会として、きちんと例外について調査するべきということも明記する必要もあるし、この際、「専ら」について、条例にまずはこういった要件だということによって要綱等で申立人が言われたように、「専ら」についてはこうだという、市民にわかりやすい説明も付すると、そういったことをぜひ、答申に入れていただきたいということをお願いします。

委員長

おおむね意見が出たと思いますが、今の段階で、結論はどのようにするということは出ませんので、きょうの意見を集約した上で、答申内容を決めたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 14:59

再開 15:09

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各委員から、条文の中の「専ら」が云々ということ、教示について速やかに行うということ、家事用と業務用の用途区分の見直しや料金の細分化についてなど、さまざまな意見が出されましたが、答申案については、正副委員長に一任していただき、次回委員会で最終的に答申内容を決めることでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2 その他について

委員長

2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3 次回委員会の日程について

委員長

それでは、3、次回委員会の日程につきましては、9月14日(月)13時30分から開催します。案内はがきは省略します。

委員長

以上をもちまして第8回経済建設常任委員会を閉会いたします。

閉会 15:11